

事 務 連 絡
平成 23 年 9 月 27 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

移動支援事業について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号）は、平成 22 年 12 月 10 日に公布され、平成 23 年 10 月 1 日に同行援護が施行されます。

同法の施行により、地域生活支援事業の移動支援事業の利用者のうち、重度の視覚障害があって、同行援護の対象となる方については、同行援護サービスを利用することとなります。

これに伴い、引き続き移動支援事業で実施されるサービス（例えば、肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者への支援やグループ支援型のように同行援護では対応ができない移動支援類型など）については、そのサービス水準が低下されることなく、引き続き、必要なサービスが、地域の実情に応じて柔軟に提供されるようご配慮願います。

さらに、同行援護施行時において、事業所指定が困難である等同行援護の体制整備が十分でない場合にあっては、適切な事業の実施体制が整備されるまでの間、地域生活支援事業の移動支援事業を柔軟に活用し、移動に支援を要する視覚障害者（児）へのサービスが滞ることのないようご配慮願います。

なお、都道府県におかれましては、管内市町村へ周知していただきますようお願いいたします。